

さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領

(目的)

第1条 建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度であり、建設業が魅力的な職場となり、中長期的な担い手の確保及び育成を促進するために、CCUSの普及及び活用が求められている。

本要領は、さいたま市が発注する建設工事において、CCUS活用モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定め、もってモデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 「CCUS」とは、建設工事業を営む事業者が現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を業界横断的に登録・蓄積するためのデータベースシステムのことをいう。システムの運営は（一財）建設業振興基金である。
- (2) 「下請事業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5号に規定する下請負人をいう。
- (3) 「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 「事業者登録」とは、CCUSに「事業者」の登録を行うことをいう。
- (5) 「技能者登録」とは、CCUSに「技能者」の登録を行うことをいう。
- (6) 「管理者ID登録」とは、元請事業者がCCUSに「現場管理者」の登録を行うことをいう。
- (7) 「カードリーダー」とは、CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末をいう。
- (8) 「就業履歴情報登録」とは、技能者による現場での建設キャリアアップカードを用いた就業履歴の情報又はCCUSに直接入力した情報の登録を行うことをいう。
- (9) 「現場利用料」とは、CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。

(対象工事)

第3条 さいたま市が発注する原則全ての建設工事を対象とするものとする。

ただし、緊急対応が求められる工事など発注者がモデル工事になじまないと判断した工事は対象外とすることができる。

なお、発注者は、対象工事である旨を別記1又は2のとおり追加特記仕様書

又は特記仕様書に明示する。

(試行内容)

第4条 第3条の対象工事において、受注者は、モデル工事としてCCUSを活用する場合には、試行内容と達成目標等を施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。

また、CCUSを活用しない場合もその理由を施工計画書に記載することとする。

2 受注者は、モデル工事としてそれぞれ当該各号に定めるところにより試行するものとする。

(1) 事業者登録

元請事業者の登録を完了すること。

(2) 技能者登録

元請事業者又は下請事業者のうち1名以上の技能者の登録を完了すること。

(3) 管理者ID登録

元請事業者が現場管理者の登録を完了すること。

(4) カードリーダー設置

カードリーダー又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダーを設置すること。

(5) 就業履歴情報登録

技能者登録の対象者の就業履歴情報を登録し、その情報の蓄積を30日以上行うこと。

3 受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である(一財)建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

4 受注者は、不測の事態等によりCCUSが活用できなくなった場合には、変更施工計画書を作成し、その旨を速やかに発注者に報告するものとする。

(試行内容の達成状況の確認)

第5条 受注者は、現場完了時に第4条に掲げるモデル工事の試行内容の達成状況について、以下の書類を工事記録(工事現場連絡票)に添えて発注者に提出し、確認を受けるものとする。

ただし、単価請負契約工事など、さいたま市建設工事成績評定を省略することとしたものは除く。

試行内容の達成条件	確認ができる書類の例
(1) 事業者登録	事業者登録完了メールの写し
(2) 技能者登録	技能者登録完了メールの写し
(3) 管理者ID登録	現場管理者ID登録完了メールの写し

(4) カードリーダー設置	カードリーダー等の設置状況写真
(5) 就業履歴情報登録	就業履歴一覧表

- 2 受注者は、各種登録完了メールについて、ログイン ID、パスワード、本人確認番号が記載されている場合は、提出時には黒塗りとするものとする。
- 3 工事契約締結前に事業者登録や技能者登録を行っている場合は、達成条件を満たしているものとする。

(工事成績評定への反映)

第6条 発注者は、第4条に掲げるモデル工事において受注者が試行した内容について、全て達成した場合は、さいたま市建設工事成績評定において、以下のとおり加点するものとする。

評価対象内容	評価基準	加点 (※)
(1) 事業者登録	(1)～(5)の全ての基準を達成している。	成績評定要領の考査項目「5. 創意工夫」において1点の加点とする。
(2) 技能者登録		
(3) 管理者 ID 登録		
(4) カードリーダー設置		
(5) 就業履歴情報登録		

※工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

- 2 試行項目が未達成の場合にあっても、工事成績評定点を減点する措置は講じないものとする。

(CCUS 活用にかかる費用)

第7条 CCUS 活用のための費用については、カードリーダー等設置費用及び現場利用料について、受発注者の協議により、以下のとおり、設計変更時の支出実績に基づき、共通仮設費（建築工事の場合は負担金）として積上げ計上し、変更契約の対象とする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外として積算する。

(1) カードリーダー等設置費用

カードリーダー又は就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき新規購入に限り費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコン、タブレット等）の設置費用や通信費は計上しない。

現場で使用する OS	費用計上の上限	台数
Windows	10,000 円／台（税抜）	1 工事あたり 2 台を上限とする。
ios	30,000 円／台（税抜）	

(2) 現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る現場利用料の明細等に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUS への事業者登録、技能者登録にかかる費用及び管理者 ID 利用料は計上しない。

（その他）

第 8 条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に起工する工事から適用する。

なお、この要領の適用日以前に起工した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用できる。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に起工する工事から適用する。

なお、この要領の適用日以前に起工した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用できる。

別記1 追加特記仕様書の記載例（土木工事）

第〇条 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施

本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事である。詳細は「さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」を参照すること。

さいたま市ホームページ

トップページ>事業者向けの情報>まちづくり・交通・建設>公共工事
>働き方改革に向けた制度・取組

・さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行について

別記2 特記仕様書の記載例（建築工事）

本工事は、「さいたま市建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象案件である。